

+

令和4年 第9回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和4年 第9回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和4年9月22日(木)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和4年9月22日 午前9時35分				
	閉会	令和4年9月22日 午前10時31分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	×	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	立迫 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番17番	脇田 廣昭		席番18番	立迫 眞由美	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	中水		事務局次長	宮田	
	主幹兼農地係長	鈴木		主幹兼農地係長	竹之内	
	農地係長	圖師		主任主査	桑水	
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	谷宮 誠實	×	9	垣内 りえ子	○
2	竹田 憲男	×	10	立根 重信	×
3	今市 光則	×	11	道山 幸治	○
4	熊野 廉太郎	×	12	脇田 祐二	×
5	原田 純一	×	13	春田 豊美	×
6	田尾 昭三	×	14	中之内 瑞穂	×
7	坪田 則義	×	15	工藤 雅彦	×
8	池袋 良子	×	16	山下 直樹	×

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第53号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第55号 農用地利用集積計画決定について</p>
-----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和4年第9回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。安樂委員より欠席の届けがありました。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会会議規則第24条の規定により、席番17番、脇田廣昭委員と、席番18番、立迫委員を指名いたします。よろしくお願ひします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思ひますが、御異議ございせんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よつて、会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あつせんの経過につきまして、宮脇勇委員の報告をお願ひします。</p>
委員	宮脇勇	<p>7月の総会で依頼のありました件について、あつせんが成立いたしましたので報告いたします。4ページのあつせん成立資料、番号16番です。</p> <p>所在、地目等は資料のとおりで、農地の場所は、そお街道沿ひのファミリーマート有明野神店から南へ500m進んだところを左折、そのまま直進し、400m行つた左側の畑とそこから南側に下つた西側3番目の畑になります。</p> <p>譲受人は、志布志市有明町原田にお住まいの〇〇さんで、主にお茶を栽培されております。お茶の機械一式のほかトラクター3台、トラック5台を保有されております。〇〇さん宅からは、車で5分程の距離になります。あつせん委員は原田委員と私宮脇でした。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、私の関係分について、報告します。9月8日、令和4年度鹿児島県農業委員会女性委員の会総会に出席しました。</p> <p>次に、日程第4、議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。</p> <p>今回は、7件の申請でございます。まずは、6ページ、番号68番を審議いたします。番号68番の譲受人である〇〇さんは、志布志市外に居住されているため、本日の総会に出席を要請してございます。〇〇さんの入室を許可いたします。</p>
会場 議長 事務局	萩迫 竹之内	<p>(〇〇氏 入室)</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請の番号68番について、御説明申し上げます。議案書は、6ページです。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町伊崎田にお住まいの〇〇さん77歳で、譲受人は、曾於市末吉町南之郷にお住まいの〇〇さん74歳で、申請地は、記載のとおりでございますが、畑が一筆で、1,901㎡です。〇〇さんは、確認したところ、認定農業者ではないため、本日御出席いただいております。詳細につきましては、お尋ねいただければと思ひます。</p> <p>今回の申請地の場所は、外山木材株式会社志布志工場から県道63号志布志福山線を有明方面に70m進み右折し、市道リクルート線を260m進み三差路を右折、市道下繩瀬線を800m進み右折し、農道を180m進んだ左側にありま</p>

		す。 ○○さんの農業経営につきましては、総会資料3ページのとおりでございますが、申請地にはブルーベリーを作付けされるとのことです。 申請事由は、譲渡人につきましては農業廃止、譲受人につきましては、相手方の要望でございます。 以上のことより、農地法第3条第2号各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 以上で、番号68番について説明を終わります。御審議方よろしくお願ひします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何か御意見ございませんか。
委員	福岡裕幸	自宅から申請地まではどれくらいですか。
譲受人	○○	自宅からは、車で10分程度です。
議長	萩迫	他に、ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、○○さんには、ここで退席いただきます。お忙しいところ、ありがとうございました。
会場		(○○さん 退席)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号69番を審議いたします。橋口委員の報告をお願いします。
委員	橋口	会長より依頼のありました番号69番を報告いたします。譲渡人は、愛知県北名古屋市にお住まいの○○さんで、譲受人は志布志市志布志町安楽にお住まいの○○さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、弓場ヶ尾簡易郵便局から松山方面に進み、県道499号柿ノ木志布志線との合流地点から約1km進んだところを左折し、市道大人足線に入り、170m進んだところを左折、さらに80m進んだ右側になります。譲受人宅からは、車で5分程度のところにあります。 ○○さんは、1人で従事されていますが、甘藷を主に栽培されており、申請地にも甘藷を作付けされる予定とのこととあります。また、トラクター、つる切り機、掘取機などを保有されています。 以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号70番を審議いたします。山迫委員の報告をお願いします。
委員	山迫	会長より依頼のありました番号70番を報告いたします。譲渡人は、志布志市志布志町田之浦にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市志布志町田之浦にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、田之浦郵便局前を都城方面へ2.7km進んだ大久保橋からさらに1km進んだところを左折し、200m行った右側になります。譲受人宅からは、10分のところにあります。 〇〇さんは、林業をされておりますが、申請地には甘藷を作付けされる予定とのことです。また、トラクター、耕運機、軽トラックを保有されています。 以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。御審議方、よろしくお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、7ページ、番号71番を審議いたします。同じく、山迫委員の報告をお願いします。
委員	山迫	会長より依頼のありました番号71番を報告いたします。譲渡人は、志布志市志布志町田之浦にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市志布志町田之浦にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、田之浦郵便局前の大越橋を渡り1.8km進んだところ。譲受人宅から10分以内のところになります。 〇〇さんは、認定農業者であり、両親、奥さんの4人でピーマンを主に栽培されており、申請地には甘藷を作付けされる予定とのことです。また、トラクター4台、甘藷ハーベスター、軽トラック3台を保有されています。 以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。御審議方、よろしくお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、8ページ、番号72番を審議いたします。坂中

委員	坂中	委員の報告をお願いします。 会長より依頼のありました番号72番を報告いたします。譲渡人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、Aコープあおぞら店から土橋方面へ2km進んだところを土橋集落へ右折し、100m進んだところを右折し、50m進んだ左側に位置します。譲受人宅からは、150mのところになります。 〇〇さんは、生産牛12頭を飼っている畜産農家です。牧草70aを作付けしており、申請地にも牧草を作付けされる予定とのことです。また、トラクター1台、軽トラック2台、2tダンプ1台を保有されています。 以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障ないと思われます。御審議方、よろしくをお願いします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号73番を審議いたします。上野委員の報告をお願いします。
委員	上野	会長より依頼のありました番号73番を報告いたします。譲渡人は、愛知県豊田市にお住まいの〇〇さん、71歳です。譲受人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さん、74歳です。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、有明中学校正門前の道路を通山方面に約1.4km行った三叉路を左折し、グリーンロードの信号から約400m行ったところを左折し、100m行ったところを右折、80m進んだ右側になります。譲受人宅からは、車で5分のところになります。 〇〇さんは認定農業者であり、夫婦で水稲と牧草を栽培されており、申請地には水稲を作付けされる予定とのことであります。また、トラクター3台、コンバイン3台、田植機1台を保有されております。 以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号74番を審議いたします。吉野委員の報告をお願いします。

委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号74番を報告いたします。譲渡人は、大阪府茨木市にお住まいの〇〇さん、67歳で、譲受人は志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さん、70歳です。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、市道一丁田・宇都鼻線沿いにあります有限会社丸五の市道を挟んだ南側に位置します。譲受人宅からは、2、3分のところになります。</p> <p>〇〇さんは認定農業者であり、夫婦と子供で米、そば、人参を主に栽培されております。水稻収穫後の申請地にも、人参を作付けされる予定とのことです。〇〇としても田植機、コンバイン、乾燥機、トラクターなど多数所有されており、大規模な農業を経営されております。</p> <p>以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第4、議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5、議案第53号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。はじめに、10ページ、番号14番を審議いたします。現地を調査された上野委員の報告をお願いします。</p>
委員	上野	<p>議案第53号、番号14番について報告いたします。調査日は9月7日、調査委員は宮脇委員と垣内委員、私上野で事務局から1人、農政畜産課から1名の同行でございました。</p> <p>申請人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況については、それぞれ議案書及び総会資料6ページから8ページのとおりです。</p> <p>申請地の場所は、セブンイレブン有明伊崎田店から市道吉村・山ノ口1号線を南に530m進んだところを左折、約80m進み右折し、そこから240mほど進んだ右側に位置します。</p> <p>除外の目的は、農家住宅と車庫でございます。汚水、生活排水等につきましては、合併浄化槽で処理されるとのことであります。隣が畑ということで、盛土をし、ブロックを積むということでもあります。</p> <p>申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農用地より除外してもやむを得</p>

		ないのではないかとその意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号15番を審議いたします。現地を調査された垣内委員の報告をお願いします。
委員	垣内	議案第53号、番号15番について報告します。調査日は9月7日、調査委員は上野委員、宮脇委員と私、垣内で、事務局から1人、農政畜産課から1名の同行でございました。 譲渡人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請地の場所は、株式会社〇〇から市道総合センター線を南へ70m進んだところを右折し、農道を330m進んだ左側に位置します。 市内で農業を営んでいる譲受人は、申請地に堆肥舎を建て、近隣の農業従事者から家畜の糞等を譲受け、堆肥化及び保管し、自己経営農地に還元することを目的とした用途区分の変更申請であります。 申請地の農地区分は、農用地区域内農地であり、農用地利用計画で指定された用途に供する場合は、転用の許可も可能です。 以上のことにより、調査委員協議の結果、用途区分の変更及び農地転用しても問題ないのではないかとその意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りいたします。用途区分の変更を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号16番を審議いたします。現地を調査された道山委員の報告をお願いします。
委員	道山	議案第53号、番号16番について報告いたします。総会資料は、12ページから15ページをご覧ください。調査日は9月7日、調査委員は神宮司委員、永屋委員、私道山で、事務局2名と農政畜産課から1名の同行がありました。 譲渡人は、総会資料13ページの別紙、上段に記載されているとおり14名でございました。譲受人は、肝属郡錦江町神川に所在する株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、代理人である株式会社〇〇代表取締役〇〇さん

		<p>でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等につきましては、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請地の場所は、県道65号南之郷志布志線を市街地から田之浦方面へ進みますと、田吹野集落入り口看板が右側に見えてまいります。そこを右折し、500m進み葛橋を渡って右折し、500m進んだ左側に位置します。</p> <p>編入の目的は、農地10筆を含む7万7,964.28㎡を購入し、クラスター事業を活用した畜舎建設であります。申請地内の農地は、甘藷作付け、樹園地として利用されており、農地以外の用途では使われておりません。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農用地に編入してもよいのではないかとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>7.7haという大規模開発であると思われるが、県との連携は取れているのか。2点目として、地区住民への説明会等については、もう終わっているのか。その辺りが後手に回ると、後で揉めることが懸念される。新規の豚舎建設ということですので、必要な手続の状況を教えてください。</p>
議長 委員	萩迫 坂中	
事務局	鈴木	<p>今回の豚舎建設の計画につきましては、県とも協議をされているということは、現地で確認しております。住民説明会につきましては、現地調査を実施した週の週末に地域住民の方を田之浦交流センターに集めて、実施されるということということで聞いておりましたが、実施後の結果については、今の時点では聞いておりません。</p>
委員	坂中	<p>もう1点、譲受人の株式会社〇〇は、肝属郡錦江町で養豚経営をされているのか。今回、新しく作る場所は、分場になるのか。</p>
事務局	鈴木	<p>県内で事業を展開しているということはお聞きしておりますが、具体的な事業所の所在地等に係る詳細については、5条申請であれば、添付資料で確認できるところですが、現段階で整理しておりませんので、後ほど確認をして御説明いたします。</p>
議長 委員	萩迫 山迫	<p>他にございませんか。</p> <p>私も少し遅れましたが、説明会に参加したところでした。皆さん一生懸命反対されるような意見を言われていましたが、既に許可を取ったとか、排水については、処理を行った上で川に流すということで、説明会ではなくて報告会というようなもので、反対も出来ないというか、説明を聞いただけでした。</p>
議長 委員	萩迫 坂中	<p>よろしいでしょうか。他に御意見ございますか。</p> <p>説明会の中で地域住民から反対意見が出ている状況で、手続上の問題として、県の許可は降りるのか。</p>
事務局	圖師	<p>まず、河川流域の住民への説明会は開催されたという話がございましたが、現地調査の際に地元集落の方に対する説明は終えており、地元の承認は得ているという説明があったところでした。また、放流予定の河川流域の住民を対象とした説明会については、現地調査後の週末に田之浦交流センターで開催予定であることを聞いたところでした。</p>

		<p>説明会の経過については確認できていないこと、流域住民に対する説明会で林地開発の許可が既に降りているような説明だったとのことでしたが、林地開発の許可自体は、この後の5条申請と同時許可になるのではないかとと思われるため、許可が出ているとの発言等の確認も含め、もう一度聞き取り等を行う必要があると思うところです。</p> <p>また、豚の飼養頭数も多いため、環境に対する影響等を踏まえた環境保全意見書の交付申請が農政畜産課に提出されているという情報は入っていますので、意見書が添付された形で5条申請がされると思われませんが、現時点では環境保全意見書については確認できていないところでございます。</p>
議長	萩迫	<p>番号16番につきましては、確認すべき部分がございますので、継続審議としたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
		<p>よって、日程第5、議案第53号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、継続審査となった番号16番を除き、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。</p>
		<p>次に、日程第6、議案第54号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。最初に、12ページ、番号33番を審議いたします。現地を調査された永屋委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	永屋	<p>議案第54号、番号33番について報告します。調査日は9月7日、調査委員は神宮司委員、道山委員、私永屋で、事務局より2名の同行がありました。総会資料は、16ページから19ページになります。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町帖にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町帖にお住まいの〇〇さんです。父と娘の関係になります。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請地の場所は、志布志庁舎から東北東へ約1.1kmのところに位置します。志布志庁舎から国道220号線を天神地区方向に進み、焼肉店山八の20m先を右折し、太子公園方向へ道なりに500mほど進んだ右側に位置します。転用目的は、一般住宅です。現在、造成工事がほとんど完成しており、排水用のパイプ等が設置されていました。始末書が提出されております。また、通路を確保するため面積が662㎡となりました。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>

議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号34番を審議いたします。現地を調査された神宮司委員の報告をお願いいたします。
委員	神宮司	議案第54号、番号34番について報告します。調査日は9月7日、調査委員は永屋委員、道山委員と、私神宮司で、事務局より2名の同行がありました。譲渡人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、大阪府和泉市坂本町に所在する〇〇株式会社代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料20ページから22ページのとおりです。申請地の場所は、志布志庁舎から北北東へ9.6kmに位置します。志布志庁舎から県道65号南之郷志布志線を田之浦方面へ進み、田之浦植木付近から旧田之浦中学校方面へ進む坂を300m進んだ右側に位置します。転用目的は、太陽光発電です。排水は浸透枳を設置し、市道沿いの側溝に流し処理することです。また、周囲にフェンスを設置し、雨水の流出防止のため内側にブロックを設置し、東側には、土塁を設置することです。 申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく申し上げます。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号35番を審議いたします。現地を調査された宮脇茂樹委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇茂樹	議案第54号、番号35番について報告いたします。総会資料は、23ページから26ページになります。調査日は9月7日、調査委員は上野委員、垣内委員と私、宮脇です。事務局から1人の同行ありました。譲渡人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請地の場所は、伊崎田中野公民館から県道522号尾野見伊崎田線を南に280m進み右折し、市道伊崎田・中野中央線を260m進んだ左側に位置します。転用目的は、牛舎、ロール置場及び運動場です。 申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく申し上げます。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、13ページ、番号36番を審議いたします。番号 36番は、令和4年3月総会の議案第15号、農業振興地域整備計画変更協議に 係る番号6番で審議されましたところの5条申請でございます。 これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号37番を審議いたします。現地を調査され た神宮司委員の報告をお願いいたします。
委員	神宮司	議案第54号、番号37番について報告します。調査日は9月7日、調査委員 は永屋委員、道山委員と私神宮司で、事務局より2名の同行がありました。 譲渡人は、志布志市松山町泰野にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志 布志市松山町泰野にお住まいの〇〇さんです。立会人は譲受人の夫、〇〇さ んでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及 び総会資料27ページから29ページのとおりです。申請地の場所は、松山庁舎 から東南東へ約2.6kmの場所に位置します。松山庁舎から県道110号塗木大隅 線を泰野方向へ約2.5km進み、半下石建設前の道路向かいの県道沿いに位置 します。転用目的は、個人農業用施設で、事務所、作業場、資材置場、駐車 場、農業用倉庫などを設置するとのことです。 譲受人は、市内で甘藷の生産を主にしており、現在、数か所に置いている 甘藷用コンテナ等の資材や農業用車両を申請地に集約化することで、事業の 効率的な経営を展開したいとのことです。 申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていな いため、第2種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意 見の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひします。 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第6、議案第54号、農地法第5条の規定による許可申請につ いては、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第7、議案第55号、農用地利用集積計画決定についてを議題と

<p>事務局 桑水</p>	<p>します。</p> <p>農用地利用集積計画の利用権の設定及び転貸について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第55号、農用地利用集積計画決定の利用権の設定及び利用権の転貸について御説明申し上げます。議案書は15ページから36ページとなっております。</p> <p>まずは、議案書15ページの利用権設定の総括表を御説明いたします。公告日は令和4年9月30日で、始期は令和4年10月1日となります。設定期間が3年から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。利用権の設定面積は、田が1万7,966㎡メートル、畑が4万7,798㎡、樹園地が6万2,770㎡で、合計しますと12万8,534㎡となり、うち更新分は、5万2,174㎡となっております。利用権の設定をする者の数が32名で、利用権の設定を受けようとする者の数が8名であります。利用権の設定を受けようとする者が利用権の設定をする者の数より24名少ないのは、受手貸手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、16ページから30ページの明細表を御確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書31ページの総括表で御説明申し上げます。公告日は令和4年9月30日で、始期が令和4年10月1日となります。設定期間は5年と10年で、終期は存続期間によって、それぞれ異なっております。地目別の内訳は、田が1万5,629㎡、畑が3万3,795㎡で、合計しますと4万9,424㎡となります。利用権の転貸をする者は、公益財団法人〇〇の1名、利用権の転貸を受けようとする者は7名であります。詳細につきましては、32ページから36ページの明細表を御確認ください。</p> <p>以上で、議案第55号、農用地利用集積計画決定の利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。御審議方、よろしく願います。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議に入ります。16ページ番号1番から30ページ番号35番までと、15ページの総括票について審議いたします。</p> <p>これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、利用権の転貸について、審議いたします。32ページ番号1番から36ページ番号9番までと31ページの総括表について審議いたします。</p> <p>これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>

議長 萩迫

異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第55号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。

以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

